

現住所記載の身分証2点をお持ちの場合

例 船舶免許証+健康保険証

参考【本人確認書類Aより2点】



1 船舶免許証表面の撮影



【1】撮影を開始



【2】文字がはっきり読めることを確認して次に進んでください。

2 船舶免許証裏面の撮影



【1】撮影を開始



【2】文字がはっきり読めることを確認して次に進んでください。

3 健康保険証表面の撮影



【1】撮影を開始



【2】文字がはっきり読めることを確認して次に進んでください。

4 健康保険証裏面の撮影



【1】撮影を開始



【2】文字がはっきり読めることを確認して次に進んでください。



お手続き終了の表示がされましたら、
運営からのご連絡をお待ちくださいませ。

本人確認書類【A】

- 運転免許証(国際免許証不可)
- 保険証 (被保険者記号・番号、保険者番号、2次元バーコードをマスキングしてご提出ください)
(住所欄が裏面の場合は両面ご提出ください)
- 日本国旅券(パスポート)
(2020年2月4日以降に発行されたパスポートは住所記入欄自体が存在しないため、別の本人確認書類をご用意ください)
- 国民年金手帳(1996年12月31日以前に交付されたもの)
- 私立学校教職員共済制度の加入者証
- 在留カード・特別永住者証明書
- 身体障害者手帳
- 母子健康手帳(母子健康手帳の交付を受けた本人に限る)
- 写真付き住民基本台帳カード
- 個人番号(マイナンバー)カード(通知カードは不可)
- 小型船舶免許証
- 宅地建物取引主任者証などの資格免許
- 官公庁が職員に対して発行した写真付きの身分証明書
- 海技免状, 電気工事士免状等
- 住民票の写し(マイナンバーがあれば、その部分を塗り潰してください)

※「お申込み者様の名義」で「現住所」が記載されているものに限りです。

補完書類【B】

- ・ 社会保険料の領収書
- ・ 国税または地方税の領収証または納税証明書・公共料金の領収証(電話会社(固定電話のみ)、電力会社、水道局、ガス会社、NHK発行のもの)等

※AはBを兼ねます。 ※「お申込み者様の名義」で「現住所」が記載されているものに限りです。

※領収書は発行から3ヶ月以内(国税、地方税、社会保険料の領収書のみ6ヶ月以内)とわかるものに限りです。

※同居人名義の公共料金の領収書も可の場合もございます。

うまくできない場合はサポートまでご連絡をお願い致します。

<https://nawabari.net/help>

